

会報

# 石川

2002.8月 No.32



北前船博物館 橋立町



石川県行政書士会

## 目 次

定時総会挨拶	会長 茅野 勇平	1
定時総会祝辞	石川県知事 谷本 正憲	2
定時総会開催		3
日行連定時総会開催		5
中地協定時総会		5
理事会		6
平成14年度 事業計画 (各部)		6
連合会総会 (札幌) に参加して	倉本 守	10
新行政書士を考える	小川清吉	10
経理部より	大森千歌子	11
日政連石川県支部規約変更のお知らせ		11
研修会開催決定		12
業務資料		12
支部紹介 加賀支部		22
会員事務所訪問 (中川)		22
支部だより		23
女性行政書士交流会石川会定時総会開催		28
全国女性行政書士交流会		29
随筆 (会員の投稿)		30
新入会員の紹介		32
会務日誌		33
会費の納入についてお願い	事務局	34
行政書士証票について		35
会員移動		36

【表紙写真説明】

### 北前船資料館 (橋立町)

加賀市橋立、塩屋、瀬越村の港は、藩政時代の末期から明治時代の中期にかけて、大変北前船で栄えた村である。

当時、橋立村は北前船の船主が多く、全国でも富豪村として有名であった。納税額が日本一の船主もいた。

今も、当時の屋敷跡が残っていて、その面影がある。船主は、一航海 (大阪から蝦夷) で莫大な利益をあげたが、逆に大きな危険が伴い、海難・海死の例も多かった。

この資料館は、旧船主の屋敷を利用しており、当時の貴重な資料が、たくさん保存してある。



## 定時総会挨拶

会長 茅野 勇 平

平素は、石川県行政書士会の運営に多大のご支援ご協力を賜り、衷心より感謝申し上げますとともに御礼を申し上げる次第であります。

平成14年5月10日に開催された平成14年度の定時総会におきましては、会員諸先生方の深いご理解と暖かいご指導により、全ての議案が原案のとおり承認可決されました。このことを先ずもってご報告申し上げます。平成13年度の事業報告並びに収支決算につきましては、各部の有能な理事の皆様のご活躍で、予定のと通りの事業が行なえることができました。又、平成14年度の事業計画及び収支予算案についても、各部からご説明を申し上げたところご理解をいただき、原案のとおり承認可決されております。平成14年度における本会執行部としては、隣接法律専門職である行政書士として相応しいあり方を会員諸先生方とともに模索しながら、日本国民の「生命と財産を護る。」ことを基本原則に、県民市民の負託に応えられる行政書士会でありたいと願っているところであります。幸いにも、優秀な理事さんたちが各部に配置されておりますので、本会会員諸先生方への強力で適切なサポートができるものと確信いたしております。

さて、行政書士法の改正が施行され、いよいよ本年7月1日より代理権が我々に付与されました。代理権は、私たちに素晴らしい権能を与えてくれましたが、一方では重い責任も課せられております。本会では、この代理権の行使について、業務指導部及び法規企画部が中心となって研究し、各関係団体との連絡調整に取り組みます。代理権の行使に係る具体的な取り扱いについては、関係官公署との折衝が不可欠であり、できるだけ早急に取り纏めて会員諸先生方にご提示いたしたいと存じております。

行政書士証票がお手元に届きましたでしょうか。証票には、ご自身で写真を貼付して、同封のフィルムでラミネートをしていただいたわけですが、これについてご不明の点があれば事務局までご連絡ください。対応できるようにいたしております。この証票は、たえず携帯をしていただき、依頼者や関係官公署より提示を求められた場合は、速やかにご提示することが義務付けられております。代理権の行使の際にも関係がある場合が多々ありますのでご注意を願いたいと存じます。

電子政府の実現を目指し今国会で、いわゆるオンライン化法が審議されております。この法律には我々行政書士は密接な関係があります。我々の業務は書類の作成です。ここでいう、書類に加えて電磁的記録で行なうことが出来るという意味は、書類と電磁的記録は同じものではないということです。従って、行政書士法の「書類の作成」の中には電磁的記録も含むということに改正する必要があります。この改正案は、もう既に本年6月の閣議で決定をみており、今国会に提出されているところであります。早期実現を、会員諸先生方と一緒に願いたしたいと思っております。

行政書士の修習制度を確立いたしたいと考えております。行政書士が行政書士として、真の隣接法律専門職として世に認められるべく、その資質の向上を図るための修習制度の確立が急務と思料いたしております。イメージといたしましては、司法試験に合格した者が二年間にわたり司法修習を行なっておりますが、それらを参考に行政書士独自の修習制度、又は、研修制度のことです。全ての行政書士が、今まで以上の「高度な見識と能力で、県民市民の負託に応えることの出来る、有能で信頼される行政書士」であるべく、一定の能力担保をこの制度で確立したいと考えております。しかし、この制度の研究は法規企画部で、今始まったばかりであります。本年度は、各種の資料集めから出発いたしますので、今しばらく時間が掛かりますが、制度実現に向けて頑張る所存であります。

私が理事・国際部長として参加しております日本行政書士会連合会でのこの担当部署は企画開発部であります。7月16日・17日に行われました日行連の部長会並びに理事会で私が提案し取り上げました。日行連における修習制度又は研修制度の研究を、企画開発部が本年度から正規の事業の重要案件として取り組むことが決定いたしました。

日行連においても、まずは、第一歩を踏み出したと歓迎するところであります。

各種の問題が山積をいたしております。石川県行政書士会会員諸先生方とともに、その解決に向けて着実に前進をいたす所存であります。会員諸先生方には、なお一層のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。



## 定時総会祝辞

石川県知事 谷本正憲

本日、石川県行政書士会の平成14年度定時総会が開催されますことを心からお慶び申し上げます。

また、先程、多年にわたり行政書士業務に精励されたご功績により、栄えある会長表彰を受けられました皆様方に、心からお祝いを申し上げます。

行政書士の皆様方におかれましては、地域住民と行政の懸け橋として、また地域住民の身近な相談相手として、欠くことのできない存在となっております。これもひとえに行政書士会並びに会員の皆様方が業務に精励してこられた賜と、心から敬意を表する次第であります。

さて、ご承知のように、昨年6月に公布されました行政書士法の一部を改正する法律が、本年7月1日から施行されることとなっております。今回の改正は、代理権の付与という大きな内容を含んでおり、行政書士の皆様方には、地域住民の代理人としてのご活躍が新たに期待されるに至っております。また、目的規定の整備や行政書士証票の導入等を内容とする改正も併せて行われており、これにより、行政書士制度の更なる充実が図られ、会員の皆様方の業務の円滑な遂行、ひいては県民の皆様への利便性の向上に資するものと確信しております。

ところで、近年の司法制度改革の動きの中で、行政書士をはじめとします隣接法律専門職種の業務の拡充を踏まえ、裁判外紛争処理手続や総合的法律経済関係事務所についても、その実現が注目されております。皆様方の今後のご活躍が、県民の皆様への法律サービス充実の鍵を握っていると言っても過言ではありません。

皆様方におかれましては、今後ますます重要になるであろう職務の重要性と公共性を十分にご認識され、県民の皆様への利益保護に向けた、より一層のご尽力を期待する次第でございます。

県といたしましても、県民の皆様のご期待に応えるべく、喫緊の課題である景気・雇用対策はもとより、環境、福祉、教育、産業、文化などの行政課題に積極的に取り組んでいくとともに、行財政改革を果敢に実行していく所存であり、皆様方のさらなるご協力をお願いするものであります。

最後になりましたが、石川県行政書士会の益々のご発展と会員各位のご健勝とご多幸を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

平成14年5月10日

# 平成14年度 定時総会開催

平成14年度石川県行政書士会定時総会が、本年5月10日（金）午後1時30分から金沢市玉川町の「メルパルク金沢」において開催された。当日の総会員数270名、出席者181名（委任状出席を含む）であった。

総会は小川総務部長が司会者となり、議案審議と式典の順序で行われた。

まず、松原副会長の開会のことばで始まり、ついで、茅野会長の挨拶があった。茅野会長はその挨拶で、新任1年間の会長業務等の経過報告と今年7月1日施行の改正行政書士法に対する会員各位の新しい業務分野に対する対処と心構え等について述べた。

ついで、諸谷法規・企画部長より総会成立報告、司会者より議長・副議長の選任手続きがあり、議長に石野会員（金沢）、副議長に京念会員（小松）が選出された。

## ◎議案審議・・・3分割

### ○執行部提出議案（第1）

第1号議案 平成13年度事業報告並びに承認について

第2号議案 平成13年度決算報告並びに承認について

を一括審議。

#### ・提案理由の説明

議案は事前に送付済みであるので提案理由の説明を省略。

#### ・監査報告

監事を代表して杉本会員（七尾支部）より監査報告が行われた。

#### ・質疑応答

重森会員より提出の事前質問10問、当日の再質問2問、新質問1問について、質疑応答。

#### ・審議結果

賛成多数により原案通り承認

### ○執行部提出議案（第2）

第3号議案 平成14年度事業計画案

第4号議案 平成14年度予算案

を一括審議。

#### ・提案理由の説明

議案は事前に送付済みであるので提案理由の説明を省略。



・質疑応答

重森会員より提出の事前質問3問、高桑会員より提出の1問について質疑応答。

・審議結果

賛成多数により原案通り可決

○執行部提出議案（第3）

第5号議案 代議員選任

・日本行政書士連合会定時総会

代議員 宮川外茂次 倉本 守 的場 晴次

・日本行政書士連合会中部地方協議会定時総会

代議員 宮川外茂次 太田 勉 寺田 隆

◎式 典

○物故会員に対する黙祷

平成13年度中にご逝去の故 橋爪 正会員をはじめこれまでの物故会員に対しご冥福をお祈りして黙祷。

○会長式辞

茅野会長より式辞

○会長表彰

☆業務歴20年以上（敬省略）

月田 俊夫（金沢） 牧 昌 清隆（金沢）

中西 實（金沢） 米川 敏夫（金沢）

中村 武夫（金沢） 清水 昭夫（金沢）

林 建治（七尾） 平泉 洋子（七尾）



○感謝状授与

☆前副会長職等（敬称略）

丹 保 仁吾郎（金沢）

○祝 辞

石川県知事 谷 本 正 憲 殿（代読）総務課長 佐藤 康夫 殿

石川県司法書士会長 皆 川 容 徳 殿

日本行政書士会連合会長 盛 武 隆 殿

（代読）中部地方協議会副会長 羽広 豊 殿

○祝電披露

太田広報部長より祝電披露

○式典終了（閉会のことば）

前多副会長より閉会のことばがあつて、定時総会議案審議及び式典を終了。

# 日行連 平成14年度 定時総会開催

平成14年6月13日（木）、14日（金）の2日間にわたり札幌市中央区の札幌グランドホテルにおいて、平成14年度日本行政書士会連合会定時総会が開催され、当会から日行連理事 茅野勇平（日行連国際部長・当会会長）、日行連監事 前多利彦（当会副会長）、代議員 宮川外茂次（当会副会長・日政連総務委員長）、代議員 倉本 守（当会副会長）、代議員 的場晴次（当会業務指導部長）が出席した。



議事進行は、議案書に対して事前に質問書を提出し、執行部から回答、さらに、再質問者が起立質問し執行部からの答弁を行う形で行われた。

総会の審議に付された執行部提出の議案は、

- 第1号議案 平成13年度事業報告
  - 第2号議案 平成13年度決算報告
  - 第3号議案 日本行政書士会連合会会則の一部改正（案）
  - 第4号議案 日本行政書士会連合会役員選任規則の一部改正（案）
  - 第5号議案 平成14年度事業計画（案）
  - 第6号議案 平成14年度予算（案）
  - 第7号議案 役員（理事）の補欠選任
- いずれも賛成多数で原案通り可決、承認された。

# 中地協 平成14年度 定時総会

本年6月8日（土）富山市桜橋通り「名鉄トヤマホテル」において、日本行政書士会連合会中部地方協議会（会長 朝倉征之）の平成14年度定時総会が開催され、中部6県（愛知、岐阜、三重、福井、石川、富山）から役員、代議員、オブザーバー等が出席して開催された。当会から茅野勇平会長、松原政義副会長、代議員 宮川外茂次（副会長）、同 太田勉（広報部長）、同 寺田隆（総務部副部長）、オブザーバー 武内利枝（事務局職員）が出席した。

総会の議案は、

- 第1号議案 平成13年度事業概要報告
  - 第2号議案 平成13年度収支報告承認の件
  - 第3号議案 平成14年度事業計画承認の件
  - 第4号議案 平成14年度予算（案）承認の件
- で原案通り承認、可決された。

総会後の懇親会で意見交換が行われ、有意義な一時を過ごした。



# 平成14年度 理 事 会



定時総会後初の理事会が、7月6日（土）午後1時30分から石川県繊維会館2階会議室で開催され、この会議で今年度の事業計画と具体的活動方針が討議された。なお、会議に先だって連合会会長表彰の伝達が行われた。被表彰者は下記のとおりです。

## 1. 役員関係

藤井 國徳    倉本 守    荒谷 慶一    刀祢 正彦

## 2. 補助者関係

前多 花子    大森 義吉    松井加代子

## 《平成14年度 事業計画》

### 総 務 部

#### 1. 会員の品位保持

##### ①会費納入促進対策

すべての会員に対し、会費は会の唯一の収入源であることの認識啓蒙につとめ、経理部と共に会費未納ゼロを目指す。

##### ②不穏当な言動対策

行政書士は、「街の法律家」、と言われる紳士の職業であり、その言動は、非常識、不穏当であってはならないことを各会員に周知させる。

#### 2. 支部の合併

輪島支部と珠洲支部の合併について、かねてから両支部より、希望が出されているので、会則改正等の事務処理手続を進める。



## 経 理 部

### 1. 会費納入促進対策

すべての会員に対し、会費は会の唯一の収入源であることの認識啓蒙につとめ、総務部と共に会費未納ゼロを目指す。なお、前年度末現在の長期未納者3件に対し、「支払督促」の手続きをとったところ、内1件は直ちに納付、2件について裁判所の支払い命令の裁判があった。

### 2. 備品、図書類の整備

- ①ビデオデッキ・テレビ・テレビ台1組
- ②図書類の整備

## 法 規 ・ 企 画 部

### 1. 修習制度の確立

今後において、部会等で検討を重ね、本年度内に成案を得るよう努力する。

### 2. 顔写真入り会員名簿の作成について

2年計画で準備し、平成14年度は、会員の名簿用の顔写真の準備。  
平成15年度において印刷、配布。

### 3. 会員向領収書の作成

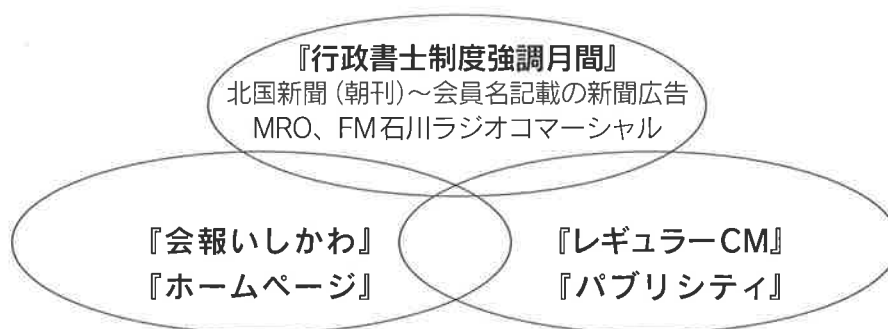
代行費用欄を改正 → 日行連へ問い合わせ中であり返事が来しだい作成する。

## 監 察 部

1. 支部や広報部と協調した「行政書士制度強調月間」を一層充実させます。
2. 官公署窓口での「表示板」「ポスター」の掲示及び通年化を要請します。
3. 職域確保、拡大をめざし、行政書士法違反団体や個人を調査し迅速で的確な対応を実施します。
4. 行政書士法への理解と協力を求め関係官庁及び関係団体と話し合います。
5. 行政書士法の県民理解にむけ、報道機関への働きかけを一層充実させます。

# 広 報 部

## 1. 《広報活動の内容及び広告媒体》



3つの媒体を、柱にメディアミックスすることで、広告の相乗効果を狙います。

## 2. 《行政書士制度強調月間の実施》

実施期間：平成14年10月1日から10月31日までの1カ月間

電話による無料相談「行政書士110番」の開設

開設日時：平成14年10月4日（金曜）／10月5日（土曜）／10月6日（日曜）  
：午前10時から午後4時まで（3日間とも）

電 話：076-268-9110

相談窓口：石川県行政書士会事務局 金沢市戸水町イ70番地（石川県繊維会館内）

各支部8会場に於ける『行政書士による無料相談会』の実施

市町村広報紙掲載について

本年も8月1日付、県下全市町村広報紙担当責任者宛文書にて依頼する。

北国新聞広告の掲載

10月4日付朝刊全15段（一面広告）会員名、電話番号を掲載（昨年度113名）無料相談会『行政書士110番』の開設、県内6支部8会場に於ける『行政書士による無料相談会』の実施日、開設場所を掲載するとともに行政書士制度強調月間をPR。

ラジオコマーシャル

MROラジオ20秒スポット（Dゾーン含む）により、無料相談会前1、2、3日、無料相談会中4、5、6日に、電話による無料相談『行政書士110番』開設をPR。

パブリシティ（無料記事の掲載、報道）の活用

報道機関各社へ訪問、交流を進め、取材依頼の窓口の拡大強化に努める。

石川県庁記者クラブの報道全社へ（2週間前に）取材依頼をなす。

（取材依頼書、行政書士を紹介した「広報用カラーパンフレット」を同封）

報道関係各社を直接、訪問しての取材依頼をなす。

取材依頼書、行政書士を紹介した「広報用カラーパンフレット」を持参、北国新聞、MROテレビ、NHKテレビ、石川テレビ、テレビ金沢、北陸朝日、FM石川など。

無料番組に出演し、行政書士制度強調月間・行政書士110番をPR

MROラジオ『OH!新世界（PM1:05～4:30）』に出演の予定、昨年のMROラジオ『トオルと裕美のさわがしい夜』が中止となったため、代替番組の交渉を予定、本

年は、FM石川にも交渉する予定

### 3. 《会報いしかわの発刊》

年2回、8月、2月の発刊予定、会員への情報並びに業務資料の随時提供に努める。

### 4. 《メディアの利用広報》

パブリシティ（無料記事の掲載、報道）の活用

定時総会開催時、毎年10月の行政書士試験実施時などに報道機関各社を訪問、交流を進め、取材依頼を行う。

ラジオコマーシャル

昨年度と同様、MR OラジオとFM石川の番組提供にてレギュラーCMを実施する。行政書士の身近なイメージを継続的にPRする。

新聞広告の掲載

北國新聞については昨年の通り『10月強調月間』に朝刊・全15段の一面広告を掲載するが、新たに「繁忙期（12月あるいは3月）」或いは『法改正、新法施行時』には全3段以上の広告を掲載の予定とし、その告知内容の趣旨に賛同いただいた方々の個別有志の負担金で行い、強調月間同様、会員連名形式の新聞広告とする。

## 業務指導部

### 《平成14年》

- 7月 委任状添付に関するの県及び市町村担当課との打合せ
- 8月 代理権に関する研修会
- 9月 民法第1回研修会（地場産業振興センター）
- 9月 日行連全国研修会（東京）に参加
- 10月 民法第2回研修会（地場産業振興センター）
- 10月 日行連研修会伝達研修会
- 10月25日（金）  
市民のための著作権講座（金沢読売会館）主催（社）著作権情報センター
- 11月 民法第3回研修会
- 12月 民法第4回研修会
- 12月 日行連全国研修会（東京）に参加

### 《平成15年》

- 1月 民法第5回研修会
- 1月 日行連研修会伝達研修会
- 2月 民法第6回研修会

### ※実務研修会内容

小型船舶登録申請・建設リサイクル法・自動車代行登録申請

※その外に各単位会研修会に会員を派遣する。



## 平成14年度連合会 総会(札幌)に参加 して

副会長  
倉 本 守

平成14年度日本行政書士会連合会定時総会が去る6月13日、14日札幌グランドホテルにて開催された。全国47単位会から224名の構成員の出席で活発な議論が行われ、各議案とも賛成可決された。

質問総数は150件を超えてはいたが、類似内容のものもあり、ほぼ予定時間内で終了した。

官公署に提出する書類、手続きについて代理すること、契約その他に関する書類を代理人として作成すること等について整備改正された行政書士法が本年7月1日から施行されることになった。引き続いて、われわれ行政書士が直面している死活問題ともいえるべき重要な法改正について討議された。それはIT化社会に向かって「官公署に提出する書類に加えて電磁的記録」も第1条の2に含めるという極めて当然なことについて、第19条に記される政令（ ）書きに反対だと云っている会員が一部いるのには残念な思いをした。

何故なら、本法の改正は今国会、又は次国会にて成立しなければ、殆どそれ以後の成立はあり得ないといわれている。しかし、政令は流動的で本法よりもその改正は平易であることを知るべきである。また、ある団体の強い要望で第1条の2に電磁的記録を加えるのでさえ、難しくなりかけていたのを彼らの要望を第19条（ ）書き政令に落ち着いたといういきさつからすれば納得かなという処であろう。

国会開催の真只中にもかかわらず、野中広務、赤松広隆両衆議院議員、森元恒雄参議院議員その他諸先生が駆け付けられて総会終了後に壇上に上がった。各先生とも当法案が出来上がるまでの経過、必ずしも十分とは言えないが行政書士には必要なので是非とも今国会での成立を諮りたい旨、明言された。



## 新行政書士を考える

金沢支部総務部長  
小 川 清 吉

行政書士とは「官公署へ提出する書類を作成することを業務とする者」であると言われ続けて50年余となった。いわゆる行政代書人ということである。ところが平成13年6月に行政書士法の一部が改正され、行政書士に新たに申請代理権と契約代理権が上積みされ、業務範囲が拡大された。このことを受けてか、行政書士は「街の法律家」と自賛的であると言われるようになった。これは行政書士にとっては待望久しい事でもあった。すなわち「代書人」から「街の法律家」への変遷の序章である。

ところで、改正行政書士法の申請代理権は他の士業等に影響するところがないが、契約代理権は弁護士法72条との関係で全く問題なしとは言えないのみならず、これまでに当事者自身で処理されてきたものに割り込む形になるので一つの難関があると思われる。これからが「街の法律家」の出番になるのでなかろうか。

ここにおいて、問題となるのは身も心も「代書人」から抜け出していない状態で「街の法律家」となれるだろうかである。個々の行政書士の中には洗練された向きも無いとは言えないが、一般的には、デスクワークの練達者が多く、自ら法律論争をするのでなく、監督官庁や学者と名のある方を頼りにしているのである。かつては、監督官庁は、平均化とか一般化で指導にご尽力下されてきたが、それは現在のように規制緩和、自主性尊重の時代では望めない事となった。かかる底流のあるときに、未だ「代書人」から目覚めていない行政書士が「代書人」から「街の法律家」へと変身を振りかざすのは些か時期尚早の感がある。

諺に「出る杭は打たれる」というのがある。これは出過ぎると制裁を受けると言うことで、各層の社会において、一旦ランク付けされると容易にそこから抜け出せないと言うことである。そしてこのことに強い影響を受けるのは組織社会に生きるサラリーマンでその典型である。それに比し行政書士は各自独立自営業であるからかかる悲哀がない。行政書士は自己研鑽と努力によって無限の希望につながる。

「代書人」から「街の法律家」へ向かっている

行政書士は、事務技術家として熟達すべきは当然であるが、全体として「街の法律家」に相応しいことも欠くことの出来ないファクターである。「街の法律家」に必要なのは、健全なる社会常識と相応な法律知識である。したがって、行政書士にとって大切なのは、健全なる社会常識、相応な法律知識、優れた事務技術である。このような条件が備わることが、これから望まれる行政書士像である。



## 経理部より

経理部長

大森 千歌子

今年では会費の長期未納者に対するの対策を年度当初の課題として取り組みました。

役員の皆様はじめ、会員の皆様のご協力をいただき、納入していただくようになりまして、部員一同ほっとしております。

今年度も会員の皆様のご理解とご協力、で、会費未納ゼロとなり、ますます行政書士会の活動が活発になされるように願っております。

平成14年度の定時総会の際に、ご意見・ご要望がありました件で、事務局にテレビ、ビデオデッキを備え付けることを計画いたしました。日行連から業務の説明ビデオ等も届いておりますので、会員の皆様には事務局へ寄られまして利用していただければ幸いに存じます。又、業務関係図書についても、事務局に備えつけて会員の皆様が利用できるもの等の購入も計画いたしております。

経理部一同、予算の執行が適正になされるように努力いたしたく、会員の皆様のご指導と、ご協力をお願いいたします。

## 日政連石川県支部の規約変更のお知らせ

日本行政書士政治連盟石川県支部 支部長 茅野 勇平

平成14年5月10日開催の日本行政書士政治連盟石川県支部定期大会において、下記の通り支部規約の一部が変更（会費改正）されたので、ご理解とご協力の程お願い申し上げます。

記

「支部規約の変更」内容

別 表（規約第5条）

1. 会費は、会員1人年額 5,400円とする。

附 則

5. この変更は、平成14年度会費から適用する。

### 規約変更理由

1、政治連盟の活動により、行政書士法や同施行規則を「事務所外での業務」や「目的条項」、「罰則規定」や「代理権」などの内容について私どもの要望に沿った**改正**をさせることができました。

（政治連盟が無い状態では、政治的活動や政治家に対する働きかけが法的に許されず、我々の要望が立法や法改正に反映しにくい。）

2、行政書士を取り巻く情勢は依然厳しいものがありますが、「電磁的記録物の書類規定」や「事務所の法人化」等々、21世紀の行政書士将来像構築のため更なる法改正を目指さなければなりません。

3、支部財政は16年間の会費維持により、活動資金が枯渇し瀕死状態となっています。このため、会員は自費での活動参加を余儀なくされ、各自の負担増から長期的また日常的活動が困難となってきました。

4、加えて、日政連への納付金が今年度から年間1人当り600円の増額が決定しており、現在の支部財政をさらに圧迫することになります。

5、以上を考慮し、また短年度での改正を回避するべきことなどから上記金額の会費改正としました。

# 7月1日施行改正行政書士法 (代表権) について 研修会開催決定

※必ず受講して下さい。

- 金沢会場** 8月31日(土) 午後1時半～  
「石川県繊維会館 2F 会議室」  
金沢市戸水町イ70番地 TEL (076) 268-9555
- 能登会場** 9月7日(土) 午後1時半～  
「万葉倶楽部」  
鹿島郡中島町瀬嵐井118 TEL (0767) 66-8111
- 小松会場** 9月21日(土) 午前10時～  
「グレートイーグルホテル」  
小松市長崎町2丁目60番地 TEL (0761) 20-1111

■御都合の良い会場で受講して下さい。

## 業務資料

### 経営事項審査の一部改正に 伴う再審査について

平成14年7月1日(月)より、経営事項審査における経営規模(X1)に係る評点テーブルが改正されます(現行及び改正後の評点表は別紙1のとおり)。これは決算期がいつかを問わず、7月1日以降に経営事項審査の申請が行われたものから適用となります。つきましては、今回の改正による経営事項審査の取扱い等についてお知らせいたします。

なお、今回の改正はX1に係る評点テーブルの変更でありますので、申請書の記載方法等の変更は一切ありません。

#### (1) 平成14年7月1日以降の経営事項審査の取扱い

平成14年7月1日以降に経営事項審査の申請を行った場合には、X1に係る評点テーブルは改正後の評点テーブル(以下「新基準」という。)が適用になります。

結果通知書は8月下旬以降順次発送となります。

## (2) 平成14年6月30日までの経営事項審査の取扱い

平成14年6月30日までに経営事項審査の申請を行った場合には、X1に係る評点テーブルは改正前の評点テーブル（以下「旧基準」という。）が適用になります。

この場合、再審査の申し立てを行うことにより、新基準による結果通知書を受け取ることができます。

## (3) 既に経営事項審査を受けられた場合の取扱い

既に経営事項審査を受けて、旧基準による結果通知書をお持ちの方も同様に再審査の申し立てを行うことにより、新基準による結果通知書を受け取ることができます。

## (4) 再審査の申し立て

再審査の申し立て期間は平成14年7月1日（月）から平成14年10月28日（月）となっており、当該期間内に、経営事項審査再審査申請書（様式第26号）（別紙2）に旧基準の経営事項審査申請書の写しと旧基準の結果通知書の写しを添付して、本店の所在する都道府県の経営事項審査申請受付窓口提出してください。

再審査による手数料は無料となっております。

再審査後の新基準による結果通知書は8月下旬以降順次発送となります。

実際の寸法はB5版です。

別紙

(用紙B5)

様式第二十六号（第二十条関係）

## 経営事項再審査申請書

建設業法第27条の28の規定により下記の事項について再審査を申請します。

平成 年 月 日

国土交通大臣  
知事 許可（ ）第 号  
申請者 印

地方整備局長  
北海道開発局長 殿  
知事

## 記

審査の通知の番号 第 号	審査の通知の年月日 平成 年 月 日
再審査を求める事項	再審査を求める理由
経営規模のうち、許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	平成14年7月1日より左記事項に係る各区分の評点が変わったため。

## 現行及び改正後のX1評点の新旧評点表

許可を受けた建設業に係る 建設工事の種類別年間平均 完成工事高（百万円）	旧 X1 評点	新 X1 評点
200,000 以上	2,499	2,565
150,000 以上	200,000 未満	2,444
120,000 以上	150,000 未満	2,334
100,000 以上	120,000 未満	2,224
80,000 以上	100,000 未満	2,114
60,000 以上	80,000 未満	1,965
50,000 以上	60,000 未満	1,882
40,000 以上	50,000 未満	1,799
30,000 以上	40,000 未満	1,716
25,000 以上	30,000 未満	1,645
20,000 以上	25,000 未満	1,574
15,000 以上	20,000 未満	1,502
12,000 以上	15,000 未満	1,443
10,000 以上	12,000 未満	1,384
8,000 以上	10,000 未満	1,324
6,000 以上	8,000 未満	1,277
5,000 以上	6,000 未満	1,230
4,000 以上	5,000 未満	1,182
3,000 以上	4,000 未満	1,135
2,500 以上	3,000 未満	1,087
2,000 以上	2,500 未満	1,051
1,500 以上	2,000 未満	1,016
1,200 以上	1,500 未満	981
1,000 以上	1,200 未満	945
800 以上	1,000 未満	909
600 以上	800 未満	886
500 以上	600 未満	862
400 以上	500 未満	838
300 以上	400 未満	814
250 以上	300 未満	790
200 以上	250 未満	767
150 以上	200 未満	743
120 以上	150 未満	720
100 以上	120 未満	696
80 以上	100 未満	672
60 以上	80 未満	660
50 以上	60 未満	648
40 以上	50 未満	636
30 以上	40 未満	624
25 以上	30 未満	613
20 以上	25 未満	601
15 以上	20 未満	589
12 以上	15 未満	577
10 以上	12 未満	565



# 地方運輸局の再編について

## 管轄区域の見直し

○地方整備局との連携を強化する等、地域に密着した交通・観光行政を展開していくために管轄区域を見直す。

今回の見直し

- 旧新潟運輸局より東北運輸局へ移管  
秋田県、山形県
- 中部運輸局より北陸信越運輸局へ移管  
富山県、石川県
- 近畿運輸局から中部運輸局へ移管  
福井県

下記の図は新たな管轄区域です。



## 商法等の一部改正に伴う商業登記の取扱いの変更について（お知らせ）

### 1 改正法の施行日について

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第149号）」が、平成14年5月1日から施行されました。

### 2 登記事項の変更点について

上記の改正法の施行に伴って、変更される登記事項の主なものは、次のとおりです（いずれも株式会社関係）。

#### (1) 監査役の任期の伸長（商法第273条第1項、第2項）

株式会社の監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとされました。なお、会社設立当初の最初の監査役は、従前どおり、就任後1年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時までとされています。

#### (2) 社外取締役の登記の新設（商法第188条第2項第7号ノ2）

新たに就任した取締役が社外取締役（注）であるときは、その就任の登記と共に、その者が社外取締役である旨の登記をしなければならないとされました。

（注）社外取締役とは、次の条件のすべてに当てはまる取締役のことをいいます。

- ① その会社の業務を執行しない取締役であること。
- ② 過去及び現在において、その会社の支配人その他の使用人となつたことがないこと。
- ③ その会社に子会社がある場合には、過去及び現在において当該子会社の業務を執行する取締役又はその支配人その他の使用人になつたことがないこと。

#### (3) 取締役及び監査役の会社に対する責任の免除又は制限の制度の新設（商法第188条第2項第3号、第3項、第67条、第175条第2項第13号）

定款上、取締役又は監査役の会社に対する責任の免除に関する規定又は社外取締役の会社に対する責任の制限に関する規定を設定したときは、当該規定の設定による変更の登記をしなければならないとされました。

### 3 経過措置

#### (1) 監査役の任期について（附則第7条）

改正法の施行の際現に存在する会社の監査役の任期は、次のとおりです。

- ① 本年5月1日に存在していた者は、従来の任期が満了するまで
- ② 本年5月1日以降に選任された者で、①同日前に到来した決算期に関する定時総会で選任された者、又は②同日以降最初に到来した決算期に関する定時総会前に開催された臨時総会で選任された者は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで
- ③ 同日以降最初に到来した決算期に関する定時総会以降に選任された者は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで

#### (2) 社外取締役の登記について（附則第2条）

本年5月1日に現に存在する取締役は、社外取締役であっても、その任期中に限り、社外取締役である旨の登記をすることを要しないとされました。したがって、社外取締役の登記は、本年5月1日以降に就任（再任を含む。）する取締役が社外取締役である場合にすれば足ります。ただし、上記2（3）の登記をする場合には、社外取締役の登記も合わせてしなければなりません。

# 石川県 建設リサイクル法が平成 14 年 5 月 30 日から全面施行

建設リサイクル法（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律）は、一定規模以上の工事（対象建設工事）について、特定建設資材を分別解体等及び再資源化等の義務づけを行うことにより、建設廃棄物のリサイクルを推進することを目的としています。

この法律では、発注者、受注者の役割分担を定めており、発注者の関係する内容を中心にお知らせします。

## I 建築物の解体等にあたっては分別解体等及び再資源化等が義務づけられます。

### 1 次に掲げる規模以上の工事について、分別解体等及び再資源化等が義務づけ

工事の種類	規模の基準
建築物の解体	80m <sup>2</sup>
建築物の新築・増築	500m <sup>2</sup>
建築物の修繕・模様替え（リフォーム等）	1億円
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	500万円

### 2 分別解体等及び再資源化等が必要となる特定建設資材

- ①コンクリート
- ②コンクリート及び鉄からなる建設資材
- ③木材
- ④アスファルト・コンクリート

## II 工事の発注者や元請業者等は次のことを行う必要があります。

### 1 分別解体等の事前届出の義務

対象建設工事の発注者は工事着手の7日前までに分別解体等の計画について、石川県知事（一部業務が建築基準法で定める特定行政庁の市長）に届出することが必要です。

### 2 受注者から発注者への説明

対象建設工事の受注者は、発注者に対し分別解体等の計画について書面を交付して説明することが必要です。

### 3 契約（発注者と元請業者）

契約書面には、分別解体の方法、解体工事に要する費用及び再資源化等に要する費用や再資源化等をするための施設名称等の明記が必要です。

### 4 分別解体の方法

建設リサイクル法では分別解体施行の方法が原則として定められています。

建築設備、内装材等の取り外し	手作業
屋根ふき材の取り外し	手作業
外装材及び上部構造の取り壊し	手作業及び機械による作業
基礎及び基礎ぐいの取り壊し	手作業及び機械による作業

### 5 再資源化等の完了の確認及び発注者への報告

元請業者は、再資源化等が完了したときは、発注者に書面で完了年月日、施設の名称や再資源化等に要した費用を報告する事が必要です。

### 6 その他

- (1) 元請業者より下請業者への事前届出事項の告知及び契約
- (2) 解体工事現場での標識設置及び技術管理者の配置

この法律（全般）に関する問い合わせ先

石川県土木部建築住宅課（TEL 076 - 223 - 9312）

〃 技術管理課（TEL 076 - 223 - 9321）

届 出 書

平成 年 月 日

知 事

市区町村長 様

フリガナ

氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_ 印

(郵便番号 \_\_\_\_\_ ) 電話番号 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条第 1 項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 工事の概要

①工事の名称 \_\_\_\_\_

②工事の場所 \_\_\_\_\_

③工事の種類

- 建築物に係る解体工事       建築物に係る新築又は増築の工事
- 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④工事の規模

建築物に係る解体工事      用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

建築物に係る新築又は増築の工事      用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、工事対象床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 \_\_\_\_\_、階数 \_\_\_\_\_、請負代金 \_\_\_\_\_ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等      請負代金 \_\_\_\_\_ 万円

⑤請負・自主施工の別： 請負       自主施工

2. 元請業者（請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要）

フリガナ

①氏名(法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) \_\_\_\_\_

(郵便番号 \_\_\_\_\_ ) 電話番号 \_\_\_\_\_

②住所 \_\_\_\_\_

③許可番号（登録番号）

建設業の場合

建設業許可 \_\_\_\_\_  大臣  知事 \_\_\_\_\_ 号

主任技術者（監理技術者） 氏名 \_\_\_\_\_

解体工事業の場合

解体工事業登録 \_\_\_\_\_ 知事 \_\_\_\_\_ 号

技術管理者氏名 \_\_\_\_\_

3. 対象建設工事の元請業者から法第 12 条第 1 項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表 1  
 建築物に係る新築工事等については別表 2  
 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表 3  
 により記載すること。

5. 工程の概要

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること)

欄には、該当個所に「レ」を付すこと

※受付番号 \_\_\_\_\_

別表 1

(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造※		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	残存物品の有無		
	付着物の有無		
	その他 ( )		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	残存物品の搬出の確認		
	その他 ( )		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ( )
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ( )	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 ( ) その他の場合の理由 ( )	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
(注) ①建築設備・内装材等②屋根ふき材③外装材・上部構造部分④基礎・基礎ぐい⑤その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

別表 2

(A4)

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無(修繕・模様替工事のみ)		
	その他( )		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他( )		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工程ごとの作業内容	工程	作業内容	
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑥その他( )	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
発生が見込まれる部分又は使用する部分(注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

## 「解体工事業に係る登録等に関する省令」の公布について

平成12年5月31日に公布された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」については、総則、基本方針等に関する規定が平成12年11月30日より施行されているところですが、解体工事業の登録等に関する規定については、平成13年5月30日から施行されます。これに伴い、今般、解体工事業に係る登録等に関する省令（平成13年5月18日国土交通省令第92号）を制定する予定です。

### 1. 建設リサイクル法で規定する解体工事業登録制度の概要

- 解体工事業を営もうとする者（建設業法別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者を除く。）は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければなりません。（法第21条）
- 登録の要件は、解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任することなどです。（法第24条）
- 解体工事業者は、営業所及び解体工事の現場ごとに、標識の掲示、帳簿の記載・保存が必要になります。（法第33条・第34条）
- 登録に関する詳細は、主務省令（今回制定した解体工事業登録省令）で定められます。

### 2. 解体工事業登録省令の概要

- 登録申請の様式や添付書類等について規定しました。（省令第2条～6条）
- 技術管理者は、一定の実務経験や、一定の資格を有することとしました。（省令第7条）  
（別表参照）
- 標識の掲示内容や帳簿の記載内容を規定しました。（省令第8条～9条）
- その他、解体工事業者が建設業許可を受けたときは、その旨を都道府県知事に通知することとしました。（省令第1条）

総合政策局建設業課

#### <公布・施行予定>

公布：平成13年5月18日

施行：平成13年5月30日



## 支部総会を終えて…

加賀支部長 中川 二三夫

平成14年度加賀支部総会が、平成14年4月26日（金）に大聖寺鉄砲町の料亭「たか橋」で開催しました。会員数18名中11名（内女性2名）の出席を得、例年の如く流れるように議案審議が全て終了しました。

本年度、行政書士にとって代理権の獲得という新時代の幕開けになったわけです。しかし、新しい企画と思いつながら、例年の如く事業計画になってしまい、支部長として力不足だったと反省しております。

以前から言われていた非行政書士の横行について、最近特に農業委員会・開発行為申請等に増えていると聞いています。10月の強調月間において、より多くの役所の部署を廻り、非行政書士の排除に協力を願おうと思っています。

宴会は9時頃まで会員同士の懇親を深め、その後2次会に山代温泉に繰り出しました。

## 会員事務所訪問

### 中川二三夫行政書士事務所

中川 二三夫

（事務所〔自宅〕）加賀市大聖寺三ツ町ワ1番地9

平成4年に行政書士会に入会して、10年が経ちました。行政書士以外にも、土地家屋調査士・測量士もやっております。スタッフは私を含めると3人（妻・息子）です。業務内容は、開発行為申請、農地転用許可申請、払下申請を主にやっております。

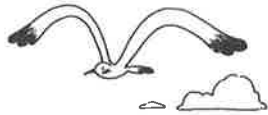
7月の改正法施行で、代理権を得た行政書士の社会的立場は、ますます向上しております。しかし、それ以上に行政書士の資質の向上も求められております。職域の範囲が広い行政書士は、やりがいがあるし、私もどんどん挑戦して行きたいと思っています。

石の上にも10年（？）で、最初少なかった仕事も、ようやく安定してきました。「スピードと



誠実」をモットーに当初からやってきましたが、今後もお客様の要望にできるだけ早く答えられるよう地域に密着した専門家、行政書士として自己研磨していきたいと思っております。





## 支部だより

### 金沢支部

#### ..... 金沢支部 平成14年度 定時総会開催 .....

#### 金沢支部長 的場晴次

平成14年4月26日（金）午後4時00分からホテル六華苑に於いて、委任状を含め98名参加で、平成14年度金沢支部定時総会が開催された。

寺田隆総務部長の司会で、物故会員への黙祷を行い、的場晴次支部長より成果のあった無料相談会の活動報告、7月からの代理権等を折り込んだ挨拶があった。

続いて、来賓の石川県行政書士会 茅野勇平会長から祝辞をいただいた。

司会者より支部規則第13条による成立報告のち、議長に新谷博範会員を選任、挨拶のあと議事録署名人に谷口憲弘、下出美鈴両会員を指名し、承認された。



第1号議案及び第2号議案は互いに密接な関連があり一括審議とし、執行部に各議案の提案説明を求め平成13年度事業及び決算の報告のあと、木戸口博監事から監査報告があった。特に質問もなく挙手による採決を行い賛成多数により第1号議案及び第2号議案は原案とおり承認された。

第3号議案及び第4号議案は互いに密接な関連があり一括審議とし、執行部に各議案の提案説明を求め平成14年度事業計画及び予算案説明があった。重森憲司会員より、行政書士事務所の法人化についての支部活動方針説明を求められ、的場晴次支部長から、弁護士や税理士の事務所法人の先例、事例に基づいて本会に提案していきたいとの答弁があった。その後特に質問なく、挙手による採決を行い賛成多数により第3号議案及び第4号議案は原案とおり承認された。

続いて第5号議案で、谷口憲弘会員から、会長の祝辞の中にワールドカップ対策とあったが、支部ではどのような計画があるかとの質問があり、支部長よりパスポート紛失等の手助けができるよう案内ポスターを掲示するとの答弁があった。

議長は、以上の議案のほかに質問がないことを確認し、本総会の議事が終了したことを宣し、議事進行の協力に対する感謝を含めた退任の挨拶をし、議場は拍手でその労をねぎらった。

最後に、大田晃副支部長から本総会開催にあたり会員各位の協力のお礼と今後の更なる発展を祈念した閉会の挨拶を述べ総会が終了した。

総会終了後、別室に移り、参加会員のスピーチや新入会員の自己紹介や挨拶など和やかな懇親会が開催された。

## 金沢支部 平成14年度 主な活動報告

4月6日(土) 第1回 役員会

9時30分から 於 石川県地場産業振興センター第2会議室

- 議題
1. 平成14年度総会の件
  2. 平成14年度総会議案書(案)の件
  3. その他

4月11日(木) 第29回 松任市無料相談会

13時00分から 於 プラスあさがお(ジョイモール2階)

担当 大田晃会員、片山義宏会員

4月26日(金) 平成14年度 定時総会

16時00分から 於 ホテル六華苑

- 議題
1. 平成13年度事業報告並びに承認について
  2. 平成13年度決算報告並びに承認について
  3. 平成14年度事業計画(案)提案について
  4. 平成14年度予算(案)提案について
  5. その他

5月9日(木) 第30回 松任市無料相談会

13時00分から 於 プラスあさがお(ジョイモール2階)

担当 寺田隆会員、永倉幸司会員

5月22日(水) 第1回 部長会

16時00分から 於 支部事務局

- 議題
1. ビザサポートセンターのポスター配布の件
  2. 各部の事業計画推進について
  3. その他

6月13日(木) 第31回 松任市無料相談会

13時00分から 於 プラスあさがお(ジョイモール2階)

担当 中川 大会員、下出美鈴会員、山本洋子会員

6月28日(金) 第1回 理事会

15時00分から 於 石川県地場産業振興センター第2会議室

- 議題
1. 平成14年度事業計画実施について
  2. その他

7月11日(木) 第32回 松任市無料相談会

13時00分から 於 プラスあさがお(ジョイモール2階)

担当 上戸大介会員、柳本 博会員

## 小松支部

### …………… 小松支部だより ……………

小松支部長 京 念 昇

平成14年5月7日（火）午後3時半より小松市公会堂において、小松支部の平成14年度定時総会が開催されました。本人出席16名、委任状出席15名の計31名と本会よりご多忙の中、茅野会長にご出席頂きました。

お蔭を持ちまして13年度事業報告等並びに14年度事業計画等を円滑にご審議頂きましたこと、この場をお借りして会長並びに支部会員の皆様に心より感謝申し上げます。

さて、今回の総会では前半に「改正行政書士法の内容と実務について」ミニ研修会を持ちました。7月1日施行直前に改正法のポイントについて、会長を講師に研修会を持てましたことはとても有意義であったと思わせて頂きました。

今後一層改正法の定着に十分関心を持ち、私たち行政書士が作成することができる官公署に提出する書類を官公署に提出する手続について「代理」すること。また、作成することができる契約その他に関する書類を「代理人」として作成すること。これらについて自らの業務に実務上どのように反映させ、作成書類に記載するのか、更なる研修の場が待たれるところです。

## 七尾支部

### …………… 七尾支部定時総会 ……………

七尾支部長 端 井 義 之

七尾支部定時総会は、本年4月15日中島町「万葉倶楽部」にて会員14名が参加して開催（他に委任状提出者14名）され、来賓として茅野勇平会長のご出席を頂き、祝辞を頂戴した。

審議は、まず平成13年度事業報告・決算報告がなされ、袋井監事による監査報告を行なった後、原案どおり全会一致で承認可決された。その後、西川勘次郎新入会員の挨拶があった。

続いて、平成14年度事業計画及び予算案の提案があり、それぞれ原案のとおり全会一致で承認可決された。

この後、行政書士の職域拡大方策について、支部としてどう取り組んでいくべきかについて討論がなされた。また、無料相談会の会場である羽咋市役所は、相談件数が少ないので今年度の会場については、検討を要するとの意見が出され、総会を終えた。

引き続き業務研修会が開催され、「改正行政書士法に伴う代理権」をテーマとして茅野会長のご講話を拝聴した。代理権の獲得は、行政書士の職域拡大につながる大変有益な改正であることの認識を新たにしたい実り多い研修であったと思っております。

その後一泊の懇親会が開催され、コンパニオンを交えて大いに盛り上がり会員相互の親睦を一層深めることが出来た。

## …………… 平成14年度 輪島支部 定時総会次第 ……………

日 時 平成14年4月20日（土）午後3時  
場 所 輪島市大野町 寝豚温泉『能登の庄』



- 1、開会の挨拶
- 2、支部長挨拶                      輪島支部長      八 木 史 郎
- 3、来賓挨拶                        会    長        茅 野 勇 平
- 4、本会理事会の会務報告      理    事        大 森 千歌子
- 5、議長選出                        北 山 和 夫
- 6、議事録署名人の指定                      松 下 忠 雄      今 井 善 弘
- 7、議事録作成人の指定                      波 座 行 一
- 8、議案審議
  - (1) 第1号議案 平成13年度事業報告について
  - (2) 第2号議案 平成13年度収支決算の承認について
  - (3) 第3号議案 平成14年度事業計画について
  - (4) 第4号議案 平成14年度収支予算（案）について
  - (5) その他

19日珠洲支部より輪島支部に合併したい旨の文書が届いている旨報告し  
今後この問題について検討
- 9、業務研修会（午後4時より）

◎研修テーマ 行政書士の代理権に関する諸問題について。  
講 師    会 長 茅 野 勇 平
- 10、閉会の辞
- 11、懇親会（午後6時30分より）

## 第1号議案

### 平成13年度 輪島支部事業報告

- 1、平成13. 4. 5 支部役員会 於『のと吉』  
議 題 平成13年度輪島支部定時総会開催の件について。  
出席者 八木 史郎 大森千歌子 波座 行一
- 2、平成13. 4. 21 輪島支部定時総会及び業務研修会  
於『のと吉』  
出席者 11名 書面出席 6名
- 3、平成13. 5. 26 平成13年度石川県行政書士会定時総会  
平成13年度日政連定期大会（定時総会終了後）  
於『ホテル六華苑』
- 4、平成13. 9. 22 能登3支部合同研修会  
於 七尾市『フローイント和倉』  
研修テーマ (1) 相続の実務手続きについて  
(2) 最近の建設業許可申請について
- 5、平成13. 9. 27 支部役員会 於『のと吉』  
議 題 平成13年度強調月間の諸行事について。  
出席者 八木 史郎 井上 勇 橋詰 浩 大森千歌子 波座 行一
- 7、平成13. 10. 7 業務無料相談の実施  
於『ショッピングセンター、ファミリー』  
相談員 八木 史郎 北山 和夫 松下 忠雄  
(イ) 相談件数6件  
(1) 相続関係について。  
(2) 土地の不法占拠に対する対処について。  
外4件  
(ロ) 官公署への要望、申し入れの内容  
(1) 行政書士制度のPRと行政書士法違反行為の防止について、申し入れをした。  
(2) 表示板設置窓口の確認と継続設置を要請した。  
(3) 各市町村広報紙に強調月間の実施要領の掲載を要望した。  
(ハ) 申し入れ先 支部長が毎年この期間に地区幹事同行して下記に直接出向いて  
PR及び要望  
管内市町村（総務課） 5件  
管内市町村農業委員会 5件  
石川県輪島土木事務所 1件  
輪島保健所 1件  
警察署 2件  
各種各団体 1件

★平成14年3月31日付で、田中花子会員が石川県行政書士会を脱会されました。

## 第3号議案

### 平成14年度 輪島支部事業計画（案）

- 1、平成14年4月 支部役員会  
議題 平成14年度定時総会開催の件について
- 2、平成14年4月 支部定時総会  
研修会
- 3、平成14年9月 支部役員会  
議題 行政書士制度強調月間行事の実施について
- 4、平成14年10月 行政書士制度強調月間諸行事の実施。
- 5、平成14年11月 支部役員会  
議題 行政書士制度強調月間諸行事の実施結果について
- 6、その他 能登3支部合同研修会 9月

# 平成14年度 女性行政書士交流会石川会定時総会開催

輪島支部 大 森 千歌子

平成14年6月22日（土）10時30分より、金沢勤労者プラザで定時総会が開催されました。

石川県行政書士会 茅野会長より、お祝いの言葉をいただき、宮本会長を議長に選任し、議案の審議をいたし、全議案が承認されました。

平成14年度事業計画は次のとおりです。

- 研修会 年金の基礎知識
- 一泊研修会 日程、研修内容は未定
- 会員相互の親睦のため、年間3回を目標に懇談会を開催
- 忘年会又は新年会を開催

役員に次の方が選任されました。

- 会 長 宮 本 幸 子 (小松)
- 副会長 浜 田 はつみ (珠洲)
- 書 記 大 森 千歌子 (輪島)
- 会 計 大 星 三千代 (七尾)
- 監 事 山 本 洋 子 (金沢)
- 監 事 下 出 美 鈴 (金沢)
- 委 員 小 山 秋 子 (金沢)
- 委 員 二 輪 たか子 (小松)
- 委 員 高 原 美己子 (七尾)
- 委 員 九 内 花 子 (輪島)

総会終了後、研修会を実施しました。講師 二輪たか子会員による「年金の基礎知識について」業務上はもちろん大切ですが、自分の年金はどうなるのかと、関心のある事で、熱心に受講し、質問も多く出され、大へん有意義な研修会でした。

今後も事業計画に添って、研修を重ねるとともに、ますます会員相互の親睦が深まりますようにと、皆様のご協力をお願いいたします。



# 全国女性行政書士交流会

## 全国女性行政書士交流会 in 福島に参加して

輪島支部 大森 千歌子

平成14年6月15日（土）、16日（日）の2日間にわたり、郡山市磐梯熱海温泉で開催された交流会に参加いたしました。

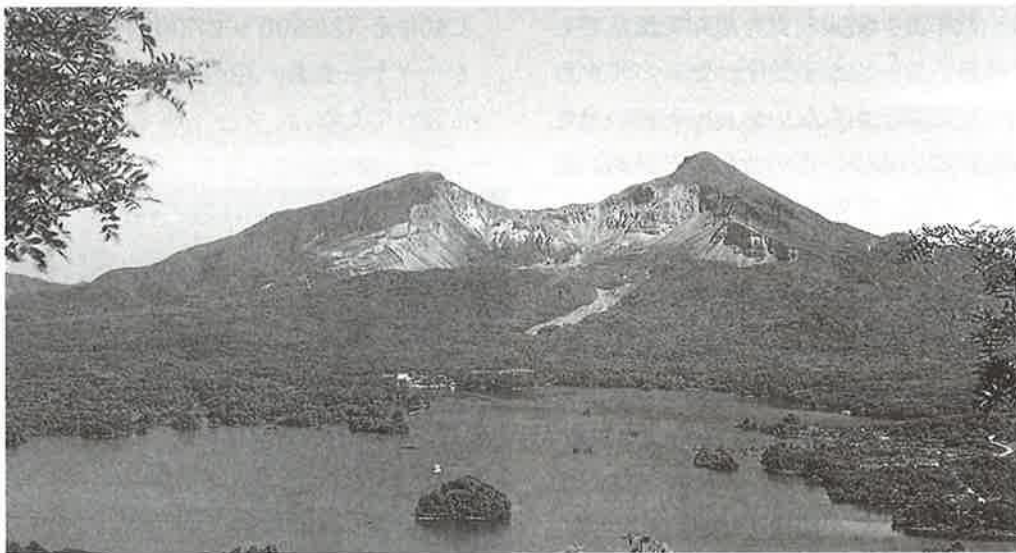
「うつくしま ふくしまへようこそ」と福島会の皆さんの歓迎を受け、全国から集まった会員は、今年も元気で参加できたことの喜びをかみしめあいました。参加人数は42名でした。

第1日目は渡辺裕之福島県行政書士会会長の歓迎の挨拶の後、第1部は講演会でした。元気の出る講演会「がんばれ女性の時代」と題し、広告と出版、VTRのプロダクション株式会社 企画室コア代表取締役の三田公美子先生の講演を聞きました。司会者から輝く女の時代の輝く女と紹介された講師 三田先生は本当の女の時代は女のように考え、女のように頑張る（子育ても、旦那のことも一手に受けて頑張る）懐の深さと突破力を生かすことである。東北に住む婆っば（おばあちゃん）のすばらしさに、東北地方を歩いて、すばらしいおばあちゃんに会い、話を聞き「東北婆っば烈伝」を発刊されたとのことで、そのすばらしさを紹介されるとともに、今、日本に必要なのは、婆っばパワーであるとかんばってきた女性、がんばる女性のすばらしさを力を込めて話されました。中でも88才で頑張っている方に婆っば烈伝にようお願いしたが、“私は婆っばではない”と断われたとの話を聞き、“頑張らなければ”という気持ちが湧いてきました。引続き、福島の伝承民話を語り部の山田登志美さんから聞かせていただき、ぬくもりを感じるものがありました。山田さんは、農家に嫁ぎ、年数を重ねてきた今、こうして伝承民話を語り伝えられることの喜びを幸せに感じているという事でした。本当にすばらしいと思いました。

第2部交流会では、福島県行政書士会会長さんをはじめ、各部長さん方も出席して下さい、大へん有意義な時間を過ごしました。

第2日目は福島会の方の案内で、諸橋美術館で、スペインの三大巨匠「ピカソ、ミロ、ダリ展」を鑑賞し、その後、裏磐梯山周辺を案内していただき、福島のスイス（山と湖の美しさ）を満喫いたしました。

今年は石川会からの参加が1名だったことは、さみしいことでしたが、来年は新潟県で開催されることになりましたので、多数参加できますようお願い、報告いたします。



裏 磐 梯

# 随筆

## 上海・浙江省モニターツアーに参加して “強国富民”のスローガンのもとで

小松支部 村井謙介

『でっかい国だなあー、日本列島が26個スッポリ、人口は10倍、上海1,600万人この国の人みんな本気になったら、どうなるんやろか?』

『見たかい?人、車、自転車、バイク、ゴーイング・マイ・ウェイ…自分の行きたい方向へまっしぐらの最短距離、真剣な眼差し、オヤ、こんな混雑の中で、このバスも、Uターンだって…イヤー凄い…』

『それぞれの職業、立場で真剣に生きているって感じ…よく伝わってくるぜ。ン?あそこ、あの女性なんかピンと背筋を伸ばして、颯爽と歩いてる…こちら一瞬たりとも気が抜けないね。見てたら俺の背筋も伸びたよ。』

『でも、どうだい、さっきのガイドさんの“一人っ子”政策のそろそろ出始めた弊害の話、農村部の子供なんてのは立派な労働力だからネ…2人、3人になって当たり前だし、戸籍の無い人たち…数千万、将来徒党を組んで反乱でも起こしてみろ、ローマが手こずったスパルタカスの奴隷の反乱以上かもな…チョット言い過ぎかも知らんけど…ホラ、あの大阪の2号車の髭のおじさん…中国、世界の工場、恐るるに非ず、日本と世界市場で競合するのは、ハイテクならぬローテク製品、ハイテクに磨きをかけよう、日本は!なんて、製造業の社長さんかな。』

『そうでもないぞ、対米だけでも競合3%ぐらいが、いまや倍の6%以上だって…』

『変化のスピードが早いから、まだまだどう変わるやら…国民の92%が漢民族、56民族の55民族で8%、13億の8%…1億

400万か、ウワー日本一国くらい…少数民族の刺激で中国は光芒を放って来た、女真族、満州族、然り…中国の歴史は漢民族の専売じゃない…烏鎮の景観地区6千年前の居住遺跡…現中国は戦後の建国たかだか55年位、“強国富民”必死になって国造りを進めているんだな。上海のマンション建設も花盛りって様相、3人家族、100平米、800万(53万元)、内装は入居者が負担、なんだ、外側だけ国か。』

『ア、それでワカッタ。紹興のホテルでの疑問が解けたぞ。建物に夜も夜明けも光が全く点かなかったのは、アレ、ゼーンブ空き家だったんだ。暗くてヤタラ道路が広く不気味な町だったな。トイレに紙なく、バスは故障、排水出来なんだもんな。前もって聞いてたけど、アレはショックでした。』

『これから、アメリカ資本主義の最たる、マネーゲーム、進行しつつある自動車の日、米、欧、の競争舞台にもなり、改革解放経済、経済特区もいいけど、ドーンと資本主義国家の害毒が蔓延るんだろネ。ナーンカ気の毒みたい…』

『車のナンバー取るのに8千元~1万2千(12万円~18万円)携帯電話は受信者も負担があってスゴク料金高いらしい。もちろん電話器もな。普及を押さえるんだらうけど、所得が増えてくればいつまでも押さえ切れませんネ。上海の平均的な給与も聞いたネ。月、1,500~1,800元(22,500~27,000円)、どうして生活が…イヤー食費、住居費がヤタラ安いせいだって言ってたな。』





『さっきからバスの窓越しに見える、白い野球のボール位の規則正しく並んでるアレ、何やる、ガイドさんアレなんですかぁー。』

『そうですか。淡水真珠の養殖ですか。農家の貴重な収入源で、農家の所得アップを、もたらすもの…幾らかの税金を納めて、いくらか自分の収入ですか。ナルホド…』

『そう言えばさっき税務署あったな“署”が“所”だったから、キット、らくーな日本より厳しくない公務員だったりして…』

『そりゃーお前の願望じゃろ。今年そんなに税金で苦しまんのだろ？』

『中国まで来て、日本の税金の話ヤメトコ。それよりここで行政書士の事務所を開けんもんか…英語と中国語を上海大学で学んで…仕事は幾らでもありそう…政府高官にコネクション…社会機構の違いで、そんなことムリ、ムリ…』

『大河、長江の南、江南地区、沢山あるね。運河…水路…池塘…1,800kmの総延長は万里の長城より、長いって言ってたな？“南船北馬”がよくワカル。でも、運河の川船、どれも汚いんだから…』

『ヤメロ、そんな言い方、神聖な職場であり、家でもあり、一所懸命なんだから…』

『ところで、昨日の昼飯、マイッタネエー、“田の雀”ってなんじゃろか、と、思ったら、蛙の足だったモンネ。それにあの草魚、小骨しっかり、泥臭さ…』

『お前、“麦当劳”はどうじゃった？』

『バクトウロウ？あァーマクドナルドか。あれはどこの国も一緒の味さ…ひとつ悔しいことがあるやが…心残りと言おうか…』

『なんじゃ？』

『紹興酒の工場への途中、美人の乗るバスの広告、“女人光彩の秘密”の中身…お前、これ解き明かせんか！』

『女の子が花火でもするんでないの？』

『アァー、夢も精力もないノータリン奴！』

## よい医師ほど多忙、準備を

金沢支部 藤井速生

私達の業務は何と言っても即座が大切です。ときに私は若いときから体が弱いくつもの病院を入退院してきました。この体験から、名医とはどのような人か？参考までに記してみました。①話をよく聞いてくれる人 ②丁寧な診察で最近の検査優先医療のみでなく、体に触れる診察（触診）によって安らぎを与えてくれる人 ③病状について分かりやすく納得いく説明をしてくれる人 ④親しみやすく、温かい人がら ⑤信頼できる技術 ⑥患者を待たさない人。

しかしこれはむづかしい問題で、自己中心にならない、相手の立場も考えて、①よい医師ほど多忙であることをわきまえて、すいた時間を前もって調査していくこと ②患者自身の病歴、病状を簡潔明瞭にメモ（患者若しくは付添人）していくこと ③診察終了後医師に「ありがとう」などをされるとよいと思います。

“古里の水郷に夏きたる”

うっとおしい梅雨とは言いながら真夏のような昨今です。

さてこれだけ暑いと「古里の水郷に夏きたる」をしのばれる。私の集落は日本海に面した徳光町です。町の大川の本流を少し止め、ダム化した分流を利用したところに直径約三メートルの水車がゴットンゴットン水しぶきを上げて回っていた。このエネルギーでそば粉、きな粉、だんごにする古米などを精製していた。

一方、私たち当時尋常小学校三、四年の友人同士は本流分流で学校から帰るなり水浴びにたわむれ、腹が空くと、かきもちを食べ、のどが渇くと冷たくて清い川水でのどを潤す。ときのうつろいは懐かしく今は大川の本流のみ静かに流れています。

# 新入会員の紹介

新会員です。宜しく……



## 本郷 卓也

金沢支部  
平成14年3月1日入会  
事務所所在地  
〒920-0902  
金沢市尾張町1丁目4番40号  
TEL 076-260-4092

「行政書士は資格と実務とが仕事の面で直結しない」ということを、ある先輩の方から指導を受け、思い上がっていた小生の頭に衝撃が走ったのをこの間のことであるかのように記憶しております。一つ一つの仕事を丁寧に仕上げることを第一に考えつつ、責任のある仕事を選んだことの重大さを日々かみしめています。



## 本山 清

金沢支部  
平成14年4月12日入会  
事務所所在地  
〒920-0274  
河北郡内灘町字向栗崎5丁目135  
TEL 076-237-5825

昭和51年10月資格取得試験に合格。その後JAに定年まで在職していたので、行政書士会への入会登録はしていなかった。

たまたま、4月まで在職していた運送会社よりの依頼で、有限会社から株式会社への組織変更するという急遽登録、俄仕立ての行政書士が誕生した。

当初五里霧中で不安だったが県書士会の先生等のご指導、ご協力により7月1日無事登記手続を終えることが出来た。



## 佐賀 敏

金沢支部  
平成14年3月15日入会  
事務所所在地  
〒920-0016  
金沢市諸江町中丁240番地1  
TEL 076-223-3101



## 岩田 紘一良

小松支部  
平成14年5月1日入会  
事務所所在地  
〒923-0912  
小松市新町130番地  
TEL 0761-24-5188

端居して膝を抱きて風をきく  
「時」も「空」も「無」すらない、160億年前、  
突如「ゆらぎ」が生じ、ビッグバン  
それから数十億年、星々が生まれ、「地球」もできた  
この惑星で、また数億年、「物質」から「生命」が  
生まれ「複雑化」と「多様化」へ「進化」し  
「生命」から「心」を生み出した  
私は今、その先端に在る……………  
雲の峰 萎える心を 励ませり



## 石倉 正

金沢支部  
平成14年4月12日入会  
事務所所在地  
〒921-8002  
金沢市旭町2丁目9番5号  
TEL 076-264-3371

この度、貴会に入会しました石倉正です。

私は、行政書士業務以外にもこれまでに公認会計士、税理士、司法書士、不動産鑑定士業務を行ってきました。また、最近では、ITコーディネーターの認定を受けました。

現在、世の中は、IT化の波が押し寄せていますし、行政においても電子化の波が押し寄せてきています。この時代の波に乗り遅れないように努力と研鑽を積む所存でありますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。



## 石間 進二

七尾支部  
平成14年7月2日入会  
事務所所在地  
〒926-0841  
七尾市松百町8部37番地の2  
TEL 0767-53-7774

門前総持寺の大きなスリコギに書かれてある「身を削り人に尽くさんスリコギのその味知れる人ぞ尊し」が自分のモットーです。入会を機に更に地域貢献できるよう頑張る所存ですので、ご指導の程よろしくお願ひいたします。

# 会務日誌

## 事務局からのお知らせ

4月4日	経理部定例会（本会会議室）午前	3名
〃	平成13年度会計監査（本会会議室）午後	9名
5日	第1回部長会（地場産センター2F会議室）午前	10名
〃	第1回理事会（〃）午後	21名
6日	会議室転室作業（午後金沢支部役員の協力にて）	
8日	会長来局執務	
18日	珠洲支部定時総会（濱田副支部長事務所）	
20日	輪島支部〃（寝豚温泉能登の庄）会長出席	
23日	平成14年度定時総会議案書等発送	
〃	日行連部長会・会長出席	1名
24日	〃 理事会・会長出席	1名
25日	県総務課長新任挨拶の為県庁訪問	4名
〃	★日政連幹事会・宮川副会長出席	1名
〃	会長来局執務	
26日	金沢支部定時総会（ホテル六華苑）会長出席	
〃	加賀支部〃（大聖寺町鉄砲町料亭高橋）	
27日	七尾支部〃（中島町万葉倶楽部）会長出席	
30日	登録証伝達式（新入会者2名）	3名
〃	会長来局執務	
5月7日	小松支部定時総会（小松市公会堂）会長出席	
10日	平成14年度定時総会（メルパルク金沢）	53名
〃	★日政連石川県支部平成14年度定期大会（同会場）	51名
14日	日登録証伝達式（岩田紘一良会員・本会会議室）	3名
〃	会長来局執務	
18日	石川県司法書士会定時総会（山代・ホテル百万石）会長出席	
20日	会費納入督促者への口頭弁論の代理人として裁判所へ	2名
21日	富山県行政書士会定時総会へ松原副会長出席	
25日	福井県行政書士会定時総会へ前多副会長出席	
〃	石川県社会保険労務士会定時総会（ホリディイン金沢）倉本副会長出席	
29日	ビザサポートセンター設置の件で報道機関訪問	3名
〃	石川県社会保険労務士会定時総会（厚生年金会館）会長出席	
30日	愛知県行政書士会定時総会会長出席	
6月6日	会費納入督促の件で裁判所へ	2名
7日	総務部・法規企画部・業務指導部部長会（本会会議室）	7名
8日	平成14年度中地協定時総会（於：名鉄トヤマホテル）	5名
12日	日行連定時総会事前会議（会長出席）	
13・14日	平成14年度日行連定時総会（於：北海道札幌市）	6名
14日	★第22回日政連定期大会（於：北海道札幌市）	6名
15・16日	女性行政書士全国交流会出席（於：福島県郡山市）	1名
18日	県総務課長と面談の為県庁訪問（代理権について）	3名
20日	会長来局執務	
〃	北陸税理士会金沢支部定期大会（金沢エクセル東急）会長出席	
21日	広報部会開催（本会会議室）	8名
22日	県女性行政書士交流会第5回定時総会（勤労者プラザ）会長出席	7名

24日	県総務課と打ち合わせ（支部合併について）	1名
25日	業務指導部会（本会会議室）	6名
27日	県総務課と協議（新聞報道について）	1名
7月2日	経理部定例会（本会会議室）午前10時～	3名
"	総務部・経理部合同部会（繊維協会会議室2F）午後1時半～	11名
"	法規・企画部会（繊維協会会議室2F）午後2時半～	6名
"	監察部会（繊維協会会議室2F）午後4時～	3名
"	会長来局執務	
6日	第2回部長会（繊維協会会議室2F）午前10時～	11名
"	第2回理事会（"）午後1時30分～	21名
"	同会議席上平成14年度日行連会長表彰伝達式	6名
8日	平成14年度行政書士試験公示	
16・17日	日行連部長会（会長出席）	
17・18日	★日政連幹事会（宮川副会長出席）	
19日	平成14年度行政書士試験説明会（試験研究センター）	3名
"	広報部会開催（本会会議室）	5名
23日	登録証伝達式（本会会議室）	3名
"	会長来局執務	
24日	法改正施行対策について県へ申し入れ	3名
26日	広報部会開催（本会会議室）	8名
27日	北陸新幹線建設促進石川県民会議総会（地場産センター）会長出席	
30日	福井会主催業務研修会（敦賀市プラザ萬象）	11名

## 会費の納入について（お願い）

日頃、会の運営につきましては格別のご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
 さて、平成14年度分会費未納の方にご請求申し上げます。  
 何かとご多忙のことと存じますが、下記へ至急ご納入賜りたくよろしくお願い申し上げます。  
 併せて当会政治連盟会費の未納の方も下記へお願い申し上げます。

### 記

- |             |  |
|-------------|--|
| 1. 平成14年度会費 | 金 72,000円  |
| 2. 納 入 方 法  | 振込依頼書により納入下さい                                      |
| 3. お 振 込 先  | 北國銀行 城南支店<br>口座番号 普通預金 No. 207325<br>口座名義 石川県行政書士会 |

### 記

- |               |   |
|---------------|---|
| 1. 日本行政書士政治連盟 |   |
| 平成14年度会費      | 金 5,400円  |
| 2. 納 入 方 法    | 振込依頼書にて納入下さい  |
| 3. お 振 込 先    | 北國銀行 城南支店<br>口座番号 普通預金 No. 207685<br>口座名義 日本行政書士政治連盟<br>石川県支部 |

## 行政書士票について

改正行政書士法により、行政書士票が法制化されました。これに伴い日本行政書士会連合会では、現に登録されている会員に対し、下記の様式の行政書士票が「平成14年度6月号日本行政」に綴り込み配達されましたが、その証票は、写真の貼付とラミネート処理は各自で行うようになっておりますので、未だ未処理の向きはできるだけ早くご処理下さるようお願い申し上げます。この証票は、行政書士が職務執行の際、身分を証するため携行及び求めに応じ掲示が必要であります。

### 様式サイズ

サイズは自動車運転免許証（タテ55mm、ヨコ86mm）

(表)

行政書士証票	
カラー 写真 貼付  縦3.0横2.5	氏名 山田 太郎
	生年月日 昭和52年10月25日生
	事務所 東京都目黒区青葉台30丁目1番地6号
	所在地 行政書士会館
	登録番号 第86130001号
上記の者は、行政書士法第6条の行政書士名簿に登録されており、行政書士であることを証明する。	
発行日 平成14年7月1日	
日本行政書士会連合会	

(裏)

#### 〈注意事項〉

- 1 本証は常時携帯すること。
- 2 登録が抹消されたときは遅滞なく本証を返還すること。
- 3 記載事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の手続きを行うこと。

(注) 写真は本人が貼付する扱いとしています。その後、同封のパウチフィルムに挟んでラミネート処理してください。

おって、ラミネート処理については、本会（石川会）事務局に、処理専用機を備え付けてありますので、来会のおついでにご利用下されても結構です。

# 会員移動

(H14.7.31 現在)

## ■ 新規登録入会者 (6名)

登録年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成14. 3. 1	金 沢	本郷 卓也	(事) 金沢市尾張町1丁目4番40号 (住) "	(076)260-4092 "
平成14. 3.15	金 沢	佐賀 敏	(事) 金沢市諸江町中丁240番地1 (住) " 鈴見台4丁目14番5号	(076)223-3101 (076)261-0560
平成14. 4.12	金 沢	石倉 正	(事) 金沢市旭町2丁目9番5号 (住) "	(076)264-3371 "
平成14. 4.12	金 沢	本山 清	(事) 河北郡内灘町字向栗崎5丁目135 (住) "	(076)237-5825 "
平成14. 5. 1	小 松	岩田紘一良	(事) 小松市新町130番地 (住) "	(0761)24-5188 "
平成14. 7. 2	七 尾	石間 進二	(事) 七尾市松百町8部37番地の2 (住) " 古府町お部25番地	(0767)53-7774 (0767)53-1345

## ■ 変更登録事項 (9名)

登録年月日	所属支部	氏名	事務所・住宅	電話番号
平成14. 4.12	小 松	勘田 信	(事) 能美郡根上町浜町力163番地4 (住) 変更なし	変更なし "
平成14. 4.12	金 沢	高桑 久雄	(事) 河北郡内灘町鶴ヶ丘3丁目120 (住) 変更なし	(076)286-6188 変更なし
平成14. 4.30	小 松	潮津 勇	(事) 小松市芦田町2丁目18番地 (住) "	変更なし "
平成14. 5.15	小 松	近藤 守	(事) 能美郡根上町福島町へ198番地 (住) 変更なし	(0761)55-3009 変更なし
平成14. 5.15	金 沢	木戸口 博	(事) 金沢市諸江町28番24号 (住) "	変更なし 変更なし
平成14. 5.15	輪 島	九内 花子	(事) 輪島市河井町15部90-55 (住) 変更なし	変更なし "
平成14. 5.15	金 沢	石野 芳則	(事) 金沢市西念3丁目17番11号 (住) "	変更なし 変更なし
平成14. 5.15	金 沢	滝野 恒征	(事) 金沢市西金沢新町264番地 (住) "	(076)269-4155 "
平成14. 6. 3	金 沢	藤沢 傳重	(事) 金沢市駅西新町3丁目8番29号 (住) 変更なし	変更なし "

## ■ 退会者 (9名)

退会年月日	氏名	退会事由	退会年月日	氏名	退会事由
平成14. 2.20	中 英 昭	廃業	平成14. 3.31	田 中 花 子	廃業
平成14. 3.15	佐 伯 啓	廃業	平成14. 3.31	中 澤 隆 象	廃業
平成14. 3.27	櫻 井 伊三松	廃業	平成14. 5.27	塩 梅 佳 恵	廃業
平成14. 3.31	西 尾 利 彦	廃業	平成14. 6. 3	高 嶋 義 弘	廃業
平成14. 3.31	丹 保 仁吾郎	廃業	平成14. 7.25	三 津 昌 之	廃業

## 編集後記

ワールドカップも終わり、にわかサッカーファンも夜ふかしから解放され、ようやく日常生活の静けさを取り戻したと思ったのもつかの間、季節はずれの颱風により一年分の降雨があり、日本国中でんやわんやの文月でした。

大河ドラマ「利家とまつ」も金沢城入城間近となり、いよいよ佳境に入ってきました。まつのように「わたくしにお任せくださりませ。」と胸を張って言えるのはいつの日のことでしょうか。精進の毎日です。

(広報部 下出美鈴・山本洋子)



広報部会



## 会報いしかわ第32号

発行日 平成14年8月31日  
発行人 会長 茅野 勇 平  
広報部長 太田 勉  
発行所 石川県行政書士会  
〒920-0223  
石川県金沢市戸水町イ70番地 石川県繊維会館3階  
TEL(076)268-9555・FAX(076)268-9556

官公署に提出する書類、  
権利義務・事実証明に関する書類の作成は  
行政書士の義務です。

頼りになる街の法律家です。



役所に提出する許認可等の  
申請書類の作成並びに提出手続き、  
契約書・遺言書等の権利義務・事実証明・  
書類の作成に関することは、  
お近くの行政書士にご相談下さい。

許認可申請のスペシャリスト  
**行政書士**

石川県・石川県行政書士会  
総務省・日本行政書士会連合会

宝くじの収益金は、身近な街づくりに使立っています。

フリーアナウンサー  
中井美穂

【行政書士が取り扱う業務の一部】

- 建設業許可
- 宅建業免許
- 産廃業許可
- 法人設立
- 医療法人設立認可
- 貨物自動車運送事業許可
- 入管・帰化申請
- 告訴状・告発状作成
- 相続・遺言に関する事項
- 自動車の登録・車庫証明